

①就学援助(学用品、医療費、学校給食費等)認定申請

1. 制度について

(1) 制度の概略

生活保護を必要とする(要保護)世帯、またそれに準じ保護が必要な(準要保護)世帯の児童に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や給食費など一定の援助を行う支援制度。

ただし、国の定める関係法令に基づき、各市町村において要保護及び準要保護児童に関する要綱等を定めて認定及び支給を行っているため、その要件(支給金額、認定基準、手続き、民生委員の関わり方)には差がある。

なお、関係機関の主な役割は、国が各市町村への補助金交付額の決定、市町村が認定や支給、補助金申請となり、県が国と市町村の中継ぎ(補助金の申請のとりまとめ、交付額の通知)となっている。

(2) 制度の根拠法令

就学援助関係法令に基づき、各市町村の教育委員会が定める要綱等による。主な関係法令は以下のとおり。

- ア. 学校教育法
- イ. 学校保健安全法、同法施行令
- ウ. 学校給食法
- エ. 生活保護法
- オ. 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律及び法律令

民生委員への依頼根拠とされる法令・通知・事務処理要領等

【文書名】

要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領について

【発出者等】

昭和39年2月3日付け、文部省初中局長・体育局長通達、各都道府県教育委員会教育長あて

【「民生委員」表記箇所】

上記通達内、別添「要保護および準要保護児童生徒の認定要領」を抜粋

1 要保護児童生徒について

児童または生徒の保護者が、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」とすること。

なお、生活保護法第六条第二項の要保護者とは、現に保護を受けている被保護者のほか、保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者も含むものであり、被保護者の場合は福祉事務所または市町村における保護金品支給台帳もしくはケース索引簿に登載され、また、保護を受けていない要保護者の場合は、民生委員の世帯票によつてはあくされているので、福祉事務所の長および民生委員の協力を得ること。

2 ※略

3 福祉事務所の長および民生委員との協力について

要保護者(生活保護法による教育扶助を受けている者を除く)および準要保護者の認定等に対する福祉事務所の長および民生委員との協力については、さきに「経済的理由によつて就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に伴なう福祉事務所の長および民生委員の協力について(昭和三八年六月二一日付け文初財第二六八号)」のとおりであるので、市町村教育委員会は要保護および準要保護児童生徒の認定にあつては、福祉事務所の長および民生委員ともじゆうぶん連絡をとること。